

参議院内閣委員会会議録第二十八号

昭和三十五年五月十九日(木曜日)午前
十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君
理事 増原 恵吉君
村山 道雄君
伊藤 道雄君
横川 正市君

委員

大谷 肇潤君
大谷 賛雄君
小柳 牧衛君
下條 康彦君
松村 秀逸君
鶴岡 哲夫君
矢嶋 三義君
山本伊三郎君
辻 政信君
高瀬莊太郎君

衆議院議員

政府委員

内閣官房内閣
審議室長兼内閣
閣議室長 大島 寛一君
内閣官房内閣
審議室長 福田 篤泰君
總理府總務長官 佐藤 朝生君
總理府總務副長官 佐藤 朝生君
大蔵省主計 佐野 廣君
大蔵省主計 小原 孝次君
司法規課長 小原 孝次君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

説明員

農林省農地 中島 清明君
局農地課長
食糧庁総務部長 岡崎 三郎君

本日の会議に付した案件

○同和対策審議会設置法案(衆議院送付、予備審査)

○農地被買収者問題調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野文門君) これより内閣委員会を開会いたします。

さる五月十六日予備審査のため本委員会に付託されました同和対策審議会設置法案を議題といたします。発議者から提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(中井一夫君) 当委員会に付託御審議を下さることにになりました同和対策審議会設置法案の提案理由につきまして、提案者一同を代表してその説明を申し上げます。

お手元に配付してあります同和対策審議会設置法案につきまして御説明申し上げます。本案は自由民主党、日本社会党、民主社会党共同の提案にかか

るものであります。御承知のように同和地区は全国に散在しておりますが、政府の資料によりますと、その数四千、住民は二十五万世帯、約百二十万人に及んでおり、これ

らの地区における生活環境は御存じの通りはなほ劣悪なものが多く、地区

住民のほとんど大部分は、経済的な基盤を欠いて生活苦にあえいでおるのが実情であります。

また、地区外に居住する関係者もほとんど同様の、状況のものが多数であります。そのため旧来の差別問題も必ずしも払拭されていないというまことに放置することのできない状況にあるのであります。

これらの事情にかんがみまして、同和問題の解決に資するため、総理府の付属機関として、存続期間を二年とする同和対策審議会を設置しようとするのが、本案の骨子であります。

この審議会は、同和問題の解決のために必要な総合的な施策の樹立、その他同和地区に関する社会的、経済的問題の解決に関する重要事項について、調査審議し、これらの事項に関して内閣総理大臣の諮問に答申し、必要に応じましては内閣総理大臣に建議することとができることにいたしております。

審議会は、二十人以上の委員で組織し、委員には関係行政機関の職員のうちから十一人以上並びに同和問題に関して経験を有する者及び同和問題に関して意見を有する者のうちから九人以上を内閣総理大臣がそれぞれ任命することといたし、専門の事項を調査審議させるため、学識経験者または関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する専門委員十人以上を審議会に置くことができることといたしております。

なお、委員及び専門委員を補佐させるため、審議会に幹事二十人以上を置く

き、また、審議会の事務を処理させるため、事務局を設けることにいたしております。

以上が本案の要旨であります。何とぞ、御了承を願います。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(中野文門君) 速記を起し

買収者問題調査会設置法案を議題といたします。前回に続いて質疑を行ないます。政府側出席の方々は、現在、福田総理府総務長官、佐藤総理府総務副長官、大島内閣総理大臣官房審議室長、庄野農林省農地局参事官、岡崎食糧庁総務部長、以上の方々がであります。御質疑のあり方は、順次御発言を願います。

○辻政信君 この調査会の問題につきましては、前委員会で岸総理に質問をいたしました。私がこの法案を見ましては、二年間という長い期限をつけておる点であります。もう不合理というところは二年の調査を待たずして、今までの資料によつて十分わかつておるはずであります。この法案を見て私の感ずることは、どうも政府は責任を逃げるんじゃないか。二年間という長い期間を置いて、そして一方は地主の不安をそれでやわらげようとするし、また、それ

によつて小作から自作になった人に対しても刺激をしないようにという、きわめて無責任な法案だと思ひます。ほんとうに信念をもつて、この大改革によつて生じた社会的不安と不合理を是正しようとするなら、この法案の期限を一年間に短縮してもらいたい。少なくともそれが修正できないならば、附帯決議をもつて一年以内にすみやかに結論を出し、政府はその答申を尊重して、責任をもつてその不合理を是正するという態度を示してもらいたいと思ひます。この点について福田長官の見解を

ただしたい。

○政府委員(福田篤泰君) 二年間と一応きめておりますことは、まあ大体一年では相当範囲が広いし、二年ぐらいのゆとりを持った方がいいんじゃないかという考えで、一応二年にしておるわけでありまして、結論的に申しまして、この問題の重要性にかんがみまして、一応の結論が出た場合には、政府はこれを尊重いたしまして、必ずこれを実行するという決意であるというところを、この際はつきり申し上げておきたいと思ひます。

○辻政信君 その調査会のわずか二十人か十人かこれらの専門員で、二年間三万戸の抽出調査だけで結論を出すことは無理であります。すでに農林省で調査した戸数は七万戸に達しようとしておる。この十数年間にわたる調査の資料を尊重されて、本調査会では自分の狭い範囲の調査だけで結論を出そうとしないで、すでに調査された資料を生かす、調査会の目的は、個々の問題

か、その点も何っておきたいと思いま

す。

○政府委員(福田繁泰君) 選挙の基準

になります。学識経験という立場でござ

います。これは調査会設置の本来の

目的を考えましても、単に農業の専門

だけでも狭くなりますし、そこにまた

厚生関係とか、あるいはその他社会

的に関連のあるような広い分野にお

たつての学識経験者をお願いいたした

いと考へておるわけでございます。な

お、国会議員を入れるかどうかという

問題であります。国会議員なるがゆ

えに委員をお願いするといふ建前では

なくて、学識経験者の中でもし適当な

国会議員がおられる場合には、当然こ

れは考慮してもいいじゃないか、その

点はまだ学識経験という建前を通して

たまたま国会議員であつても、どなた

が見てもこれはこの問題についての適

当な方であるという方があれば、これ

も考慮してもいい場合がある、そう考

へておる。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記

を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こし

て。

○大谷賢雄君 第五条に「調査会に、

専門の事項を調査させるため、専門調

査員十人以上を置くことができる。」そ

してその「専門調査員は、学識経験の

ある者のうちから、同じく「内閣総理

大臣が任命する。」とありますが、こ

れは一体どういふ方面から任命をさ

れる御所存であるのですか。その点を

伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(福田繁泰君) 十名以内を

すが、これは専門事項の調査に当たり

ますので、やはりこれも学識経験とい

ふ立場から選びたいと考へておりま

す。まあ、これは委員を補佐しまして

審議の過程においていろいろ必要な問

題が出てくるわけでありまして、これ

を、専門的に掘り下げていく、あくまで

委員の審査、調査に役立つような補佐

の役をさしたいと思ひております。

○大谷賢雄君 そこでこの「専門調査

員は、非常勤とする。」とありますが、

委員の数が二十名で、先ほど私が申し

上げたように非常に少ない。その上こ

の専門調査員が非常勤だといふことで

ありますが、そんなことでもって調査

の完了がすみやかにできるかどうか、

この点をお伺ひをいたします。

○政府委員(大島寛一君) お答えいた

します。専門調査員につきましては、

ただいま総務長官からお答え申し上げ

たような任務を予定しております。の

で、常勤の公務員として常時勤務しな

いで、ただいまのような任務を果たし

得るものと考へておる次第でございま

す。

○委員長(中野文門君) ただいま前田

大蔵政務次官、小蔵大蔵省主計局法規

課長、有吉大蔵省銀行局総務課長、池

中大蔵省管財局資金第一課長、以上

の各位が出席なさいました。

○横川正市君 総理府総務長官に法案

の提出についての二、三質疑を行なつ

て、その大綱を明らかにしていきたい

と思ひます。まず、この調査

会は国会に提起されまして二度目にな

るわけでありまして、そこで、一部にはこ

の調査会法というのをはきわめて単純な

ま性格的に言へば問題を解決するた

めの民主的な機関であると、こ

ういふ

ふに言われているようであります。

そこで、私は政府並びにこの必要性を

強調される方々の意見というものをそ

のままかりにとるといたしまして、こ

の調査会の持つております主たる目的

というものが、旧地主の方々の農地解放

後における社会的な地位の問題につい

て調査しよう。こ

ういふこの目的を

持つていこうと思ひます。

ところが衆議院の審議の過程、それから

先般総理がこの委員会に出席をいたし

まして、いろいろ質疑をいたしまして

内容によりまして、どういふ格好で

あつても補償という問題についてはこ

れは行なわれない。それから先般の委員

会で井出農林大臣の明確にいたしまし

た行政上の方法をもつて何らかの処置

をとることが、ひいては地主団体の解

散に通ずるものだと思ひます。その点

について努力をいたしまして、と言

つた前農林大臣の言葉については、こ

れはさういふふうにおそらく努力をし

たでしょう。ただその行政上の実績が上

がらないか、団体は今もって現存す

るのだ。こ

ういふ説明があつたよう

であります。さらにですね、総理が参議院

の予算委員会等で明確にいたしました

内容によれば、補償という格好によら

ずして、まあい

わば社会保障的な方法

によつてこれを解決することが妥当だ

と思ひます。さらに坂田厚生大臣その

他松野前総理府総務長官の言葉を速記

録によつてなん

じなして、その方向

が明確になつておるわけでありま

す。さうい

はしますと、今この法律案の

けなでもあります。さうであればす

ね、私もは

いてこれに反対の意思

表示をする必要は毛頭実

は持つてお

らない。より自民党の皆さんが言うよう

に民主的な機関としてで

すね、いわ

ゆる調査項目を明確にする。たと

えば数

が明らかになるとか、あるいは生活の

実態がどうなる

とか、それは一般の生

活水準から比べてみて現在の社会構成

の中でどの地位に該当する。どのくら

いからこれを救済するとかといふこと

は、これは私は今の社会保障の段階で

それぞ

れ一つの基準というものが出て

くると思ひます。いわばさういふ意味合

いでこの法律案を私どもに審議して

いたいといふ、一貫して政府は言つてお

る点について総理府長官としてどう考

へな

つておるか。

もう一つは、私どものきわめて危惧

する点は、これは今、社委員の発言の

中にもありますように、あるいは国が

特殊な税金の支出をもつて、これに

対して何らかの補償をいたさんとす

るといふことになりま

す。これは明らか

に戦前における地上権と申しますか、

地主の持つております私有権とい

いますか、さうい

つたものを今もつてこの

調査会で審議する結果によつて認め

て、その認め

た結果、それに対してい

はゆる増価税的なものと

ず、こ

ういふ点について総理府総務長

官としてはどう考へになつたか。

それからもう一つは、地主団体の

方々の、団体を作られた意向につ

いて、私は必ずしもわから

ないものでは

ないのです。おそらく先ほど社委員の

言うように、インフレの中で自分の所

有しておいた土地の値上がりといふも

のを現実に見せつけられる、それから

身分上の地位が逆転を

している、その

ことが非常にたくさんある、こ

ういふた

ことを何とかしてこれといふその気持

は、私はこれはむげにできないものだ

と思ひます。そこでこの人たちの、それ

ならばさういふものを解決してこれとい

ふ声を一体何があるかといふことで、

この点を検討してみます。これは幾

多の変遷はあるようでありま

す。最初は非常に強力な土地取り上げ運動に

発端をいたしておるようでありま

す。ことに香川県の土地取り上げとい

は、これは地主の中でも私は最も悪質

な行爲として、表面化したものと思

ひます。もう一つは、石川県の問題

にいたしまして、過去における主従

関係を利用いたしまして、脱法行爲を

行ない、この農地法の成果といふもの

を全く無視して、私権だけを強硬に主

張するといふ、さういふ考へ方ではな

い。むしろ、万が一が地主団体の持つてお

りま

す。違つた形で発足しておつたといふよう

に私どもは見

ております。その

後の変遷の状態は、最高裁の判決も二

度出されておりますし、それからま

た、政治的動向もおのづここれは認識

するといふことになつて参つたと思ひ

はどういう考え方を持っているかといひますと、同盟の決定そのものというの、私は非常に問題があると思うのです。たとえば、これは日にちからいいますと、最近のものだと思つてあります。最近のものと、同盟に農地解放者同盟の結成をされた後になされたものであります。ところが、こういうことがいわれております。

一つとして、自民党の農地問題調査会の法律をすみやかに実現することを要請する。これは総理府総務長官も聞いておるわけでしょう。それから二つとして、来年度というのですから、もうすでに成立した本年度予算であります。本年度予算に、解放農地処理に關する予算の計上を要請する。三つとして、われわれは来年度予算確保のため決死の覚悟をもつて邁進する。これが農地解放同盟の決議であります。その方向に向かつてこれは前進をいたしておるわけでありませう。

さらに、あなたの所屬する自由民主党の方々の団体として、大体二百名程度の人が連署をいたしておるのであります。その人の名簿もありません。名前を指摘することもできません。その人たちの処置としては、農地を転用し、売買した際、売り主から土地増価税を取り立て、これを別の経理として、一部を農地達成事業に充て、一部を旧地主に還元する。二つとして、農地問題審議會を設置する。総理府に審議會を設置し、旧地主の救済対策を審議させ、三十四年度中にその答申を求め、審議會は土地増価税による財源の配分、旧地主への配分基準を検討する。三つとして、困窮地主に対する更生資金の貸し付け。四つとして、増加

税要綱。などが大体きめられる。こういう一連とした関係の中で、この調査会立法というものが出てくるというところになります。前者の言われております政府の考え方は、大よそ内容の変わったものになるのではないかと。私も人数の問題とか期間の問題とかで問題にするよりか、問題は、こういうところに立法の本旨というものがあつたんだとすれば、これはゆゆしき問題だと考えているわけでありませう。そういう点から一つ総理府総務長官の答えをいただきたいと思つております。

○政府委員(福田繁憲君) まず、第一の御指摘になりましたこの調査会の精神から考へて、いわゆる補償を考へていふのではないかと。御質問でございませう。これは総理以下閣僚当局から、しばしばあらゆる機会にはつきり申し上げておる通りに、改革自体は、この最高裁の判決がはつきり出てゐる、正當なものであるという認識のもとに、それに伴う補償というものは、政府は一貫して、考へておらないわけでありませう。

なおまた、こういう法案の裏には、また調査会のねらいの一つとして、旧地主制度の復活というふうなことも、伏線としてあるのではないかと。御質問でございませう。政府として、は、そういう時代逆行的なことは一切避くべきである。農地改革の効果は非常に大きなものであり、農業生産はもとより、国民生活の向上の上にも非常に貢献をしたという見解を、一貫して持つてゐるわけでありまして、個別的な、非常に行き過ぎた例は別といたしまして、政府といたしましては、そう

いう逆行するような地主制度、あるいは現在の農地法の改革というふうなことは全然考へておりませう。これもはつきりいたしたいと存じます。

なお第三点の、地主団体の要求、あるいは自民党内における特別委員会の要望事項、こういう点をあげられたわけでございますが、これは常識的に考へまして、こういう民主的な政治形態のもとでは、同じ考へを持ち、同じ志を持つ者が団体を結成することは自由でありますし、またそういう方々がいかなる主張をされるのも、これは当然私は自由ではないか。ただ、これらが政府としてそれに従うかどうかという問題であります。これは独自の立場で、やはり政府が、筋の通つたものは考へすべきであらうし、筋の通らないものは政府はとるべきではない、独自の立場で政府はその政策を決定すべきものであると考へております。なお、

党の問題につきましては、党内にも、いろいろ有力な意見もあり、活発な動きもあるわけでありませう。政党政治の建前から、もちろん政党的意見は、政府としては尊重することは当然建前ではあります。しかし、これとて、政府は最後の判断をし、断を下す場合には、独自の立場から、筋の通つた判断を下すべきものである、そう考へております。

○横川正市君 総理府総務長官の今の答弁なら、私はあえてこの調査会といふものは設置する必要があるといふふうには考へるわけですね。ことに、行政上のきわめて複雑な時期に、何を好んでこういう設置をしなければならぬのか。ことに、調査会を設ける意味で、解放農地の地主団体の人たちの最初の要

求等を見ておりまして、審議會に逃げ込むことは、極力避けるように運動が行なわれておる状態でありませう。ですから、その意味では、私は、この審議會といふのは、きわめて党利党略的なものといふのは、いわば政治の面で万人を納得せしめられない、そういう要素があるのですから、一応民主的な機関としての調査会を設けようという政府の逃げ口上に使われたようなら、私は非常に強い。そうでないといふば、私が先ほど言いましたように、何と云つても、政党内の意見決定によつて行なわれるわけでありませう。政府がいかにかにがんばつてみて、

党が決定すれば、それに従わざるを得ないといふことは、岸総理も明確にいたしておられます。岸総理は、党首としての総理と、総理大臣としての岸総理の使い分けは何回かされておるわけですね。そうすると、今ここに二百名の連署があります。これはみんなあなたの方の現議員ですから、その連署に従つて意思表示をするといふことになつて、これは私は少なくとも自民党の農地関係の調査会の決定の線に従つた結論といふものを期待をする、こういうことにならぬか。この両者といふものを明確にしないでこの法案を出したといふところに、私は、非常に苦心されたといふ点もあるでございませう。きわめて欺瞞に満ちたものがこの中に内在していると、こういうふうな思ふのであります。この点総務長官としてはどのように解明されるか。もし私の言うことが一方的だといふことで、ぜひ審議してくれといふことなら、私はそれに就いて多角的

に他の問題と関連させて御質問しなればならぬといふことになりませう。

○政府委員(福田繁憲君) 提案の御説明の際にも明らかにしました通り、この調査会は、農地改革というものがきわめて大きな効果を上げたのだが、何といひまして、非常に激しい社会的な変革を伴ひまして、その結果、いろいろ各委員から述べになりましたやうな、非常な国民生活全般から見ても放置できないいろいろな例が出て、随伴して参つたわけでありませう。これがどうも実態が明らかでない。この際政府として、責任の立場において、調査会にお願いしてこの実態を明らかにしたい、こういう立場からこの調査会を設置しようとするのでありまして、もちろん、政党政治でありますから、党員の意見は無視できません。しかし、先ほど申しました通り、その意見において、政府として従うべきものは従ひ、とるべき意見はとりませう。万が一高い立場から、その意見が筋が通らぬやうな場合には、たとえ党の相違意見があれども、政府が独自の判断において決定することも、従来にもございませう。これからの参りしたいと思います。特に、こういう問題については、あくまで、調査会を設置する以上は、その答申を尊重すべきであるといふ建前を堅持して参りたいと思へております。

○横川正市君 私は、旧地主の方々の社会的な地位といふ問題について、統計の問題をお聞きしたいと思つて、三十三年度の十月に農林省の調査によつて、ほぼ対象戸数としては九万三千を調査いたしました結果、この社会的な地位といふ問題についての直接的

な調査であつたかどうかわかりませんが、そういう意味合いでは、ここに相当高い地位にあるということが結果として資料の上で出てきているわけですが、大体この推定の域を脱した確実な計数としての実数を、社会的一般水準と比較してみましてどういふ結果が出たのか、それを一つ明らかにしたいのだと思います。これは一般農家を一つのグループとしての水準別に分けることが一番妥当かも知れませんが、そういう資料があれば、それでもけっこうでございます。

○説明員(中島清明君) お答え申し上げます。農林省の統計調査部の調査につきまして、一般農家との社会的な地位その他につきましての比較がどうなつておるかという御質問でございますが、農林省の調査が、実は昭和三十一年の臨時農業基本調査でございまして、これによりまして、農地を解放された農家で農村にある方、農業経営をやつておる方につきましては、一応経営面積では一般農家よりも大きいというふうな結果が出ております。それからもう一つは、いわゆる商品生産の割合でございますが、これは解放農家は四五・二%がいわゆる商品生産農業をやつておるというふうな数字が出てくるのに対して、一般農家は二七・七%というふうな数字が出てくるわけでございます。なお、これを兼業の問題について見ますと、兼業の中で、いわゆる季節的な出かせぎをやる方、あるいは季節的な人夫、日雇というふうなことで、兼業としてはむしろ非常に程度の低い兼業につきましては、季節の出かせぎは、解放農家では二・〇%、一般農家では三・五%でございます。

まして、季節的な日雇、こういうものは、解放農家では一〇・六%、一般農家では二二・五%、賃労働者として恒常的に雇われる人は、解放農家では一〇・六%、一般農家では一七・三%、こういうふうな数字が出ております。

なお、ただいま先生から御質問のございましたこの調査の詳細につきましては、実は私専門でございませぬので、これ以上お答えできないと思ひますが、ただ、この調査は、実は冒頭に申し上げましたように、いわゆる農地を解放された地主の中で、昭和三十年当時引き続きいて農村におられまして農業をやつておられる方についての調査でございます。従ひまして、農業をやつておられない方、あるいは不在村の方、こういうものは入っていないわけでございます。

○横川正市君 私は、この旧地主一般の社会的な地位というものを、当時の状態に比べてみますと、三つに分けることができると思ひます。一つは、この北海道の場合には大農場でもってその後逐次解放されておりましたから、戦時中にはほとんどこういう間題は解消いたしておりましたし、土地の取り上げやなんかの起つておりましたのは、ほとんど本州各府県によつて行なわれておるようでありまして、そういう点では大地主、農場その他を持つておつたような方々でなしに、いわゆる農村の経営、努力、そういったもので、土地は持つておつたけれども、他の者にこれを貸しておつたという、いわば不在地主の方々、それからもう一つは、事実上これは農村から離れていった人々でありまして、それは当時でもおそろしくこの農家経営としてはこれ一本にすることができな

て、兼業その他をやつておつたが、そのうち、さつき言つたように、召集その他で全然農家勢力をなくしてしまつて、そして他に貸しておつた場合の方々、これは兼業で農家から一般に別な格好で分かれてくる。この状態を見ますと、当時から全然農地から離れておつた人達の者まで合めて調査をするというところは、おそらく私ばかりに調査をしてみても、当時の実情からい

たのと、今の現状とはさほど違つた環境にはないのではないか。ただ一部に都市周辺の土地のきわめて著しい騰貴等を見て感情的にこの問題をとりえたとするの一面と、それからもう一つは、今言つたように、社会の一般の変遷の中にしつ寄せとして出てくる、いわば不合理な中で一番不幸をみた人たち、こういう二つのあれに分けられてくるのじゃないかと思ひます。そこで、こゝろいろいろ人達が大体今の統計の中にも出てきているような格好で、一応筋がどうある一つのサンプルが出されてきた。この場合総理府総務長官としてはそれに対して各階層の各事情その他を大別して、今私の言つたような、大体三段階くらいに分かれて出てきた場合、政府の立場として補償もしない。それから絶対補償はしない。しかし答申には政府としては全面的におこなふといふ、こういうのであります。これは絶対補償はしないといふことではなしに、そういう格好で何らかの答申の中で補償と思はれるようなものが出てきた場合であつても、それは民主的な調査会の意見によるのだから、だからそれに従つてそれを実施すると、こゝろいろいろに大体予測できるやうに思ひますが、この

点は長官としてどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(福田繁泰君) 地主の内容につきましては、いろいろな多様な形があるではないか、御指摘の通りでございます。また、補償の問題について補償でなくとも何らかの形で政府は処置すべきじゃないかという御質問でございますが、これはしばしば申し上げておる通りに、いわゆる対価を、不当なものとしての補償は政府は絶対に今後考へておりませんし、とらないつもりでございます。ただ、それ以外のしからばどういふ手当をするか、処置を必要とするか、そういう問題につきましては、調査会の設置された後にどう出るか、今のところ全然予測しておりませんし、また今からいろいろ考へるべきでないかと考へておりますので、そういう場合には現在の段階においては答申の出ない前においていろいろお答えすることが不適当であると思ひます。

○横川正市君 それでは私はこれと関連をいたしまして、本来ならば、調査会というものは、ほんとうは農林省の統計関係におまかせすれば、その実態というものが出てきて、その実態に対して政府は何らかの救済の手を伸べたいというなら、特別私は別個単独立法が何かでやるべき筋合いであらうと思ひます。こゝろいろいろ調査会を設置した限りは、これと類似する各種多様な同条件の問題がきわめて多いと思ひます。ことに一大変革をやつたわけですから、その問題で総理府総務長官にお伺ひしたいと思ひますが、このことに農林省に置かないで総理府にこ

の調査会を設置したところ、私はきわめて強い関連性を持つてゐるのではないかと思ひます。そこで先般は郵便貯金、それから郵便保険、それから年金等の実態を明らかにしてもらいましたが、今度は同じ法律事項で、いわゆる戦後の法律事項で、当時の立法処置からいいますと、食糧管理法、それに伴つて供米制度が実施をされたわけがあります。これは當時はもうすでに食糧のきわめて少ないときでありまして、いわば商品価値というものはきわめて高かつたわけですから、これは公共問題であり人命に關するやういふ問題であるから、そこで食糧管理法というものが国家によつて制定されて、そして當時きわめて商品価値の高いものをこれを統制によつて政府は買い上げた、こゝろいふ問題であります。これに対して総理府総務長官としては当時の事情から照らしみて、あれもいわゆる戦後の一大変革の中に行なわれた一つのできごとであつて、そのことによつてこれは首をくくつた人間もいますし、それから一家心中した者もいますし、いろいろな問題がこの供米食糧法をめぐつて出てきております。それから食糧にありつけない無辜の民は、食糧をあさつてきわめてたくさんを罪人を作つた法律であります。この法律案制定の当時の事情と、それから農地解放の農地法の制定の事情というものは、いわば私はその内容は異にしてありますが、必要の度合いにおいては、まずどちらがどうというところではなかつたと思ひますが、こゝろこの点について長官としてはどのようにお考えですか。

○政府委員(福田篤泰君) 年金でありまうとか、あるいは供米制度に伴ういろいろな犠牲につきましても御指摘があったわけでありまう。もちろん御指摘の通り敗戦というああいり大きな原因のために各方面においていろいろな犠牲を国民の方々が受けた。これは私どももおっしゃる通りだと思います。ただ問題は、この調査会の対象として考えておるのは、提案でも御説明申し上げました通り、農地改革という特殊な一つの制度に、その制度の強行によって付随的に起こった問題であり、よって来たものが少し違ひのじゃないかという考えを持っております。なお、供米制度につきましてもは農林当局より御答弁申し上げます。

○説明員(岡崎三郎君) ただいま御質問がございました終戦直後の、いわゆる非常に食糧が逼迫しておった当時の供米制度、またそれに伴います生産者価格というものが、一般の需給事情から見た場合に低過ぎたのじゃないか、抑制価格であつたのではないか、こういう御質問かと思ひます。で、私どももいたしましては、ただいま先生からお話ございましたように、非常に食糧が足りなかつた時代でございまして、従つて、食糧管理法の第一条にございしますように、この乏しい食糧を極力確保する、そして政府の手持ちとしてそれを確保いたしまして、それでその乏しい食糧を国民に均等に配分したいといふこととございします。ただ、一面におきまして国家の財政事情というところもございします。そういったすべての経済事情といふことを勘案いたしました結果、生産者価格につきましては、

先生も御承知と思ひますが、当時の物の値上りがあり、あるいはまた、そのほかの物価との均衡といふことを主眼に置きまして、そしていゝわゆるパリティ価格といふことではいゝわゆるバリエーションがございします。その当時といたしましては、なるほど先生の御趣意にもございしました需給事情から見れば、あるいは低過ぎたのじゃないかといふことは言えると思ひますが、いゝわゆる生産者価格または消費者価格全体を包みまする国の経済事情、あるいは財政事情といふことから申しまして、私どももいたしましては当時においては適正な価格であつたのじゃないか、こういうふうに考えておる次第でございします。

○横川正市君 戦後の、戦前基準の消費者物価の指数で、昭和九年から十一年を大体一〇〇にいたしまして、昭和二十一年から各年の指数が明らかにされておりますが、それによりまして、二十一年の九月から二十二年の八月までの平均は一七・四になつてゐるわけでありまう。それから二十二年の九月から二十三年の八月までは今度は約倍の二三〇・九、二十三年九月から二十四年八月は二九七・一、随時この消費者の物価指数といふのは、ずっとこの水準を維持いたしてきております。私はこの供米制度といふものは、当時の食糧上の社会不安といふものを、これをいゝわばきわめて合理的な政治力によつてその被害を最小限度にとどめておく、そのためには相当強い法律によるところの施行もやむを得ない、こういうことで行なわれたものでありまして、このことによつて起こつた損失者といふ者はこれは相当たくさんおりますけれども、この制度によつて救済さ

れた者との度合いから考えれば、今これを取り立てて補償するとか、あるいは当時の状況から見ても何らかの処置を講ずるとか、あるいは社会上的の地位をどうするとかいふような問題は私は起きてこないのが本来の問題だと思ひます。であります、長官としてはどうお考えですか。正当だつたとお認めになつていらつしやるのじゃないですか。

○政府委員(福田篤泰君) 農林当局が答弁いたしました通り、完全無欠と言わなくても、一応私どもは当時の処置は正当だつたと思ひます。

○横川正市君 実はこの問題で先般通告してあるようにたくさんあるのですが、建設省の設置法の問題がすぐかかるとありますから、私はあと一点だけで質問を後日に譲りたいと思ひます。そうすると、この問題一つ取つてみましても、私は関連事項として言われるのであります、万々補償というやうな問題での旧地主に対する政府の態度といふものはこれは出てこないものだ。もう一つ、かりにそこへ補償するといふことになつて、これはもう各種各様のあの混乱期における問題が出てくるわけですが、政府としてはそれを関連させて補償するといふ腹がまえをお持ちなのかどうか、たとえば調査会の答申がきわめて収益価格が不当であつたから、収益価格を当時のものに換算してさうして幾ら払いなさい、私はこのインフレの度合いによつて今の物価の高いという問題は、これは別だと思ひます。これは全部に影響しているのです、インフレといふのは。だから問題は補償するとなれば収益価格の問題だけなんです。この関係は今土台になつた幻想的なインフレの

金を見て、自分の土地がさうであつたのだと幻想を抱くことは大へんな間違いだと思ひます。だからこの当時の補償といふことになれば、収益価格の問題に結びつくといふことになるわけですが、それ等を検討した結果、当時の状況から見てどうもこれは不当だつた。だから何は地主に上げなさいと答申が出た場合に、他のことと関連して当然補償しなければならぬ多くの問題を抱えて、これは後日一つ一つ明らかにしていきますが、それに関連して、政府としてはそれを補償するといふ意思をはっきりお持ちだと、こういうふうに私は理解するのでありますが、その点について一つ総理府総務長官の御意見を伺ひまして他の質問は後日に譲りたいと思ひます。

○政府委員(福田篤泰君) 対価の正当性につきましては、御承知の通り最高裁におきまして、はつきりと正当性を認めております。これはもうたびたび申し上げました通り、政府は一貫してやはり最高裁の判決を尊重すべきものである。従つて対価に伴うところの問題から来た補償といふことは、絶対考へておりませんし、今後考へないつもりでございします。

○矢嶋三義君 私、用件があつて二十日ばかり国会を留守にしておりましたので、あるいは資料が出てゐるかと思ひますが、出ておつたならば、どういふやうなものが出てゐるとお答えいたしたい、出てゐなかつたならばどういふ資料を出せるといふことを御答弁いただいて早急にやつてもらいた。それは農地の問題はきよに始まつたことではない、長きにわたる問題です。従つて総理府なり農林省は当

然行政の一部として相当の調査をしてゐるはずで。してゐなかつたら怠慢だと思ひます。ここに総理府の付属機関としていろいろ調査会法案を出した以上は、行政事務としてかくかくの調査をやつてみたが、さらに突込んで調査会を設けてやる必要があるといふ観点に立つて法案といふものは出されてなければならぬ。従つてこの法案審議開始以来、本委員会に從來総理府並びに農林省で調査された数々の資料ですが、どういふものを提出されたか、もしされてゐないならば、私はこの法案を提案するに至つた前提としての今まで持つておられる資料といふものを早急に出していただきたい。先ほど農林省の農地課長が昭和三十年の調査として答弁されておりましたね、それは一つの貴重な資料ですよ。プリントして委員会にも配付してあるかないか、なかつたならば配付していただきたい。これはお尋ねを兼ねての資料要求です。

それからもう一つついでに総理府総務長官に御要望申し上げておきたいのですが、私はきよに初めてこの審議に参加したのでありますが、何か奥歯にはさまつたやうな答弁の仕方をされてゐるのじゃないか。そういう答弁の仕方をされてゐると、法案成立がもたつて時間がかかりますよ。おそろしくここにいらつしやる方々は、農地関係の方だと思ひますがね。こういう方々は補償を要求されてゐるのじゃないですか。それから自分のかわいがつた土地が非常に安く買ひ上げられた。ことに農地として買ひ上げられたものが、その後宅地となつて何百倍と、目の前で羽がはえて飛ぶやうに売れてゐる。

そういうものを見て忍びずに何とかしてほしい、自分たちは戦争のときには一生懸命国策としての戦争遂行に協力したのだ。そのとき旗を振ったのは役人であり、ことに軍人であったのだ。ところが戦争がはからずも負けた。しかしその旗を振った軍人さんは軍人恩給を復活していただいている。また、行政責任をとっておった当時のお役人様もそうだ、恩給をもらっている。海外引揚者についても何らかの措置がとられている。自分たちは土にまみれて食糧増産という立場において国策遂行のために一生懸命働いた。しかも、軍人の最も大きな供給源は農村であった。かわい子供も戦地で生命を奪われた。そうして自分たちの祖先以来の土地がそういう形で扱われているから忍びない、何とか補償してほしいと、そういうような気持であるのじゃないかと僕は推察しているのですがね。ところがあなたの方のこの提案理由も、僕は前に読んだことがあるのですけれども、何をしようとするのかさっぱりわからない。きよりの横川委員の質問に対しても、何を目的としておるものかということがはっきりしない。そういうような、もう少し法案の提出に至った経過並びに理由、それから今後これをどういうことをやるんだということが明確にならぬと、この法案の審議はもたつきませんよ。慎重審議していただいて早く成立させていただきたいとあなたの方お考えになっても、そういかぬようになるかもしれない。それはちょうど安保条約の審議と私は同じようなことじゃないかと思う。もう少し法案提出責任者は、総理ともよくお話しになって、

もう少し審議するわれわれがはつきりそれがわかるような態度で答弁される心がまえをして、次に……（たびたび答弁をしておるのだ）と呼ぶ者あり）

○委員長（中野文門君） お静かに願います。

○矢嶋三義君 私が発言中ですから。あなたは懲罰委員長でしょう。さっきの資料要求に關しての答弁をお願いいたします。

○政府委員（福田篤泰君） まだ資料は提出しておらぬようでありますので、御要求次第、委員会の御要求に従いまして資料は直ちに提出いたしたいと思ひます。なお、今後の審議の模様につきましましては、今後とも十分御審議を願ひまして御賛成いただくよう切にお願ひいたします。

○委員長（中野文門君） ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（中野文門君） 速記を起こして。

他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後零時六分散会

昭和三十五年五月二十三日印刷

昭和三十五年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局